

十津川地域連携教育推進組織設置要綱

(設置)

第 1 条 十津川地域における小学校・中学校・高等学校（以下「村内の学校」という。）が連携し、研修・実践を行うため、十津川地域連携教育推進組織（以下「推進組織」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 推進組織は、十津川村教育委員会及び村内の学校が連携強化を進めることにより、学校と保護者並びに地域住民等の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び次代を担う児童・生徒の育成に取り組むことを目的とする。

(構成及び組織)

第 3 条 推進組織は、村立小・中学校、県立十津川高等学校及び十津川村教育委員会事務局で構成し、組織については、次のとおり定める。

- (1) 推進委員会には、委員長を 1 名、副委員長及び委員を置く。
- (2) 事務局は、十津川高等学校に置き、局長、次長、会計及び局員で構成する。
- (3) 各部会には、顧問及び部長を置き、部長は、各部会担当者の中から選任する。

(会議及び所掌事項)

第 4 条 前条に規定する組織の会議及び所掌事項は、次のとおり定める。なお、必要に応じて、臨時会議を開催するものとする。

2 推進委員会は、年 3 回開会し、次の事項を所掌する。

- (1) 各種会議や十津川地域連携教育推進に関すること。
- (2) 各部会の運営推進、総括に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

3 事務局会議は、年 6 回実施し、次の事項を所掌する。

- (1) 推進委員会の原案に関すること。
- (2) 各部会の運営推進、総括に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

4 部会会議は、必要に応じて開催し、各部会の活動計画・研究・総括に関する事項を所掌する。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、推進組織について必要な事項は、委員長が推進委員会にはかってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。